

物価高騰等を踏まえた 地域経済対策の充実強化に関する重点提言

コロナ禍や物価高騰等により深刻な影響を受けた地域経済を回復させ、さらに、ポストコロナを見据えた活力ある地域を創造できるよう、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 事業者支援の充実

- (1) 地域の事業者はコロナ禍や物価高騰等の影響により厳しい経営を強いられている一方、事業の再構築やDX・GXの推進等のポストコロナを見据えた取組、深刻化する人手不足への対応など、様々な困難な課題にも直面していることから、各種支援策について、今後も幅広く、継続的に実施するなど充実・強化すること。
- (2) 新型コロナに係る融資の返済も本格化することなどを踏まえ、融資の返済猶予、返済負担の軽減等について、事業者の実情に応じて柔軟に対応するなど、資金繰り支援を強化すること。

2. 電力、ガス、燃料油などのエネルギー価格の急激な上昇により影響を受けた生活者や事業者の負担を軽減するため、今後も価格高騰の状況に応じて地域の実情を踏まえた必要な対策を機動的に講じること。

3. 肥料・飼料・燃料油をはじめとする生産資材等の価格高騰により、生産コストが上昇し、農林漁業者の経営を圧迫していることから、今後も状況の推移を見つつ、これら価格高騰対策を継続・拡充するとともに、農畜水産物の適正な価格形成に向けた国民理解の醸成を図ること。また、肥料・飼料等の国産化の推進等により、危機に強い安定供給体制を構築すること。

4. 観光の活性化支援

- (1) 観光立国の復活に向けて、インバウンドの本格的な回復に向けた取組を推進するとともに、地域経済が回復するまで、国内需要喚起策を実施し、地域の「稼ぐ力」が強化されるよう支援すること。

また、観光産業の生産性向上・高付加価値化、観光資源の磨き上げなど、

ポストコロナを見据えた地域づくりに都市自治体等が積極的に取り組めるよう、支援の充実を図ること。

(2) 旅行者に対する受入環境整備等

1) すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう滞在・移動等の受入環境整備等に係る十分な財政措置を講じたうえで、その一層の推進を図ること。

2) 観光施設等における多言語対応や無料W i - F i等の通信インフラなど、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。

3) 訪日誘客の推進を図るため、空港及び港湾への支援を充実するとともに、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線やクルーズ船の誘致など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。

4) デジタル技術を活用したM I C Eの開催に必要な通信環境整備等に対する支援を行うこと。

(3) 地域の観光業に関わる事業者の資金繰り等、経営の安定化に向けた支援策を長期的かつ継続的に講じること。

(4) 地域観光の回復に向けて、都市自治体が観光事業者を支援できるよう、引き続き十分な地方財源を確保すること。

(5) 観光地としての国際競争力を高めるため、農林水産物、自然景観、歴史まちづくりなど地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

5. 交通事業者等への支援

(1) 燃料費や物価高騰等の影響を受けている各種交通事業者に対して、国において、持続的かつ安定的な経営を維持できるよう積極的な支援策を講じること。

(2) 燃料油価格等が高騰する中、利用料金等への価格転嫁が困難な、中小規模の運送業者等に対する支援を講じること。

6. 公共事業の計画的な実施に支障が生じることのないよう、現下の資材価格の高騰等を踏まえ、補助限度額の引上げを行うとともに、必要な財源を確実に確保すること。

7. 積雪寒冷地では燃料油価格等の高騰による影響が大きいことから、生活者や事業者の負担を軽減するため、今後も価格高騰の状況に応じて地域の実情を踏まえた必要な対策を機動的に講じること。

8. 社会福祉に関する支援について

(1) 社会福祉施設について、施設の整備や安定的な事業運営のため、国による財政措置等の必要な支援を講じること。

(2) 物価高騰の影響を受ける保育所の副食費等に対し、十分な財政支援を講じること。

(3) 原油価格・物価高騰等に直面する生活困窮者に対し、継続して支援を行うこと。

また、物価高騰等が続き、今なお厳しい生活下にある借受人に対し、緊急小口資金特例貸付等の償還免除を実施する等必要な措置を講じること。

(4) 光熱費や食材料費の高騰によって、公立病院等の医療機関の経営を圧迫しているため、地域医療提供体制に影響を及ぼすことのないよう、適切な財政支援を講じること。

9. エネルギー価格高騰の影響を受けた水道事業に対する支援の充実を図ること。

10. 物価高騰等による影響の長期化を勘案し、労働者の雇用確保等を行う事業者への支援を講じること。

11. 公立学校に関する支援について

(1) 公立学校施設の整備等に係る建築資材の建築単価については、物価高騰を踏まえ、実勢価格に即した基準になるよう見直すこと。

(2) 物価高騰等に対応した学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組を、引き続き、地域の実情に応じて実施できるよう財政支援を講じること。